

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	農地保有合理化法人債務保証基金
法人名	社団法人 全国農地保有合理化協会
基金額(国庫補助金等相当額)	364百万円(219百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 農地保有合理化法人が、農地保有合理化に関する事業を実施するため必要な資金を借り入れる際の債務を保証

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 平成20年度中に部分保証を導入(従来100%保証)
基金事業を終了する時期	○ 法律を受けて実施される事業であって、事業を終了する時期について法律に特段に定めがない基金事業であり、終期を設定しない。
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成23年度までに実施する。
基金事業の目標	(目標)「農業構造の展望(平成27年)」における、「効率的かつ安定的な農業経営」への農地の利用集積の促進 (目標値)農地面積の7~8割程度の利用集積
目標達成度の評価	○ 平成19年度末における「効率的かつ安定的な農業経営」への農地の利用集積は、全農地面積の45%となっている。 よって、この時点で目標の6~7割程度(当年度に集積されるべき面積の100%~94%)を達成しているところである。
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合 = 直近年度末の基金額 × 基金保有額に対する債務保証限度額の倍率 ÷ (債務保証残高 + 債務保証見込額) = 364百万円 × 6倍 ÷ (34百万円 + 2,143百万円)  (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額: 平成19年度末の基金額: 364百万円 基金保有額に対する債務保証限度額の倍率: 6倍 債務保証残高: 34百万円 債務保証見込額: 2,143百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 [有の場合]該当する理由 — (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) —
その他	○ 平成20年度に部分保証を導入済み。

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。